

## 日本東北ロゴマーク 使用規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、東北への外国人旅行客誘致を目的に、東北観光推進機構や東北運輸局など関係者が作成した「日本東北ロゴマーク（以下、ロゴマーク）」を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (ロゴマークの使用対象)

第2条 ロゴマークは、前条の目的のために国内外で実施するイベントやプロモーション、それらに関連するポスターやチラシの製作等に使用するものとする。

### (ロゴマークの管理)

第3条 ロゴマークは、東北観光推進機構が管理する。

### (使用料)

第4条 使用料は、無料とする。

### (使用の許諾)

第5条 ロゴマークは、広く東北観光の認知度向上と海外への魅力発信に役立ててもらうためのものであり、原則使用を許諾するものとする。

2 ロゴマークの使用を希望する者は、別紙様式「日本東北ロゴマーク 使用報告書」を東北観光推進機構へ提出のうえ、使用する。

### (使用の制限)

第6条 東北観光推進機構は、ロゴマークの使用状況が次の各号のいずれかに該当する場合、その使用を差し止めることができる。

- (1) 東北地域の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 東北地域の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (3) ロゴマークが正しい使用方法（デザインマニュアル）に従って使用されていないと判断したとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) その他、当機構が不適切と認めたとき。

### (責任)

第7条 前条の規定により、ロゴマークの使用を差し止めた場合、使用者に損害が生じても、東北観光推進機構はその責めを負わない。

2 ロゴマーク使用者がその使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、東北観光推進機構は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

3 ロゴマークの使用により東北観光推進機構が損害を受けた場合、東北観光推進機構は使用者に損害請求を求めることができる。

### 附則

(施行期日) この規程は、平成29年1月10日から施行する。